

個人情報保護委員会 任期付職員（課長補佐級）の募集について

令和8年1月19日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、内閣府の外局の委員会で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としています。

この度、当委員会事務局では、個人情報等の取扱い等に関する電話相談、苦情の申出へのあっせん等の業務に従事する職員を募集します。採用を希望される方は、以下の要領によりご応募ください。

◎募集要項

1 募集人員及び主な職務内容 若干名

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに関するガイドライン又は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に係る相談のうち専門的な知識・経験が求められる質問・相談等への対応、苦情の申出についてのあっせん等に関する業務のほか、相談員への助言・指導及び相談業務の統括事務（課長補佐級）その他の個人情報保護委員会が所掌する業務等

2 資格等

上記の業務に關し専門的な知識を有するとともに、以下のすべての要件を満たす者

- (1) 民間企業、官公庁等において正社員、正職員として従事した実務経験を10年以上有すること
- (2) 民間企業、官公庁等において外部からの相談業務に従事した実務経験を4年以上有すること
- (3) 健康状態が良好であること

以下の条件に該当があれば、なお可

- ・民間企業、官公庁等において個人情報保護に関する実務経験を有すること

ただし、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用されます。

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼業規制等が適用されます。

4 給与

学歴、経歴、民間での実績に対する一般的な評価額、前職の給与等を勘案し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき決定されます。

5 勤務地 個人情報保護委員会事務局

（東京都港区虎ノ門2丁目2-3虎ノ門アルセアタワー12階）

6 任用予定期間 令和8年4月1日以降の採用日から1年間又は2年間（予定）

※ 詳細については、相談のうえ決定。なお、必要に応じて、採用日から5年を超えない範囲内において任期の更新があり得ます。

7 勤務時間 原則として9時30分～18時15分（週5日、土日祝日及び年末年始を除く）

◎応募方法等

1 提出書類

履歴書（別添様式）1通

- ・履歴書1ページ目の右上余白部分に「任期付職員への応募」と明記してください。
- ・写真（3ヶ月以内に撮影したもの）貼付
- ・義務教育後の学歴、職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）、公務に有用と考えられる資格の取得状況を記載
- ・日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記

※応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

2 提出方法

以下の個人情報保護委員会ホームページに掲載のフォームより、氏名、連絡先を記入し、送信してください。

＜個人情報保護委員会 HP：その他の採用＞

<https://www.ppc.go.jp/news/recruit/other/>

ご登録いただいたメールアドレス宛に、当委員会より提出資料の様式、書類の提出方法についてご案内をお送りさせていただきます。

3 応募締切

令和8年2月2日（月）

4 試験等

書類選考（1次選考）を踏まえ、面接試験（2次試験）を行うことが決まった方のみ、面接日時を個別にご連絡いたします。

5 問合せ先

個人情報保護委員会事務局総務課 人事第1係

電話 03-6457-9617

東京都港区虎ノ門2-2-3虎ノ門アルセアタワー12階

6 個人情報の取扱い

ご提出いただいた履歴書等の個人情報は、採用活動の目的にのみ利用します。また、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱います。